



久特報第2号
令和元年10月23日

久喜市長
梅田修一様

久喜市特別職報酬等審議会
会長 加藤治夫



久喜市特別職の報酬等の額について（答申）

令和元年10月8日付け、久人第1534号にて諮問のありました標記の件につきまして、別添のとおり答申します。

答申書

令和元年10月8日に当久喜市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）が諮詢を受けた市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、下記のとおり答申します。

記

1 審議内容

審議会では10月8日及び10月18日の2回にわたり会議を開催し、報酬等の額の改定を検討するにあたり、埼玉県内40市の報酬等の額とその改定状況や本市の財政状況等について意見を交換した。

2 結論

現在の本市の報酬等の額は、県内の同規模団体や類似団体と比較し、概ね同程度かやや上位の水準にあり、改定後の経過期間については平成28年4月の引き上げ改定から現在までで3年半と短く、その間、社会情勢の劇的な変化も見られない状況である。また、本市の財政状況は、楽観視はできないものの現時点では報酬等の額を直ちに引き下げなければならないほどの状況ではないと考えられる。

これらを総合的に勘案し、報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適当である。

3 付帯意見

(1) 市議会議員の報酬について

平成27年度に開催された審議会の答申において、「今後、議員報酬の額を改定する場合は、議員報酬総額を考慮して検討を行うことが適当であると考える」とされたところである。

今回の審議会でも議員報酬総額を勘案すべきとの意見があったこと、また前回の答申から議員報酬に関する様々な状況に大きな変化もないことから、今回の答申においては、前回と同様の文言を付帯意見として記載するものである。

(2) 特別職の期末手当について

現在、市議会議員並びに市長等の特別職の期末手当支給割合の月数については、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計月数と同様としており、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた一般職の期末手当及び勤勉手当の改定に併

せて特別職の改定も行っている。

一般職の期末手当及び勤勉手当の改定は、その時々の経済情勢や民間給与の実態を勘案した人事院勧告に基づくものであり、また、埼玉県内の他市のほとんどが特別職の期末手当の支給割合については一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計月数と同様としている。

このようなことから、本市の特別職の期末手当の取り扱いについては、今後も引き続き現行と同様の取り扱いとすることが適當である。

また、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた改定とは異なる改定を行う場合は、必要に応じて審議会に諮ることが適當である。